

## 国際旅客運送事業の承継の届出書の記載要領

1 この届出書は、国際観光旅客税第 20 条《税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出》第 4 項に規定する相続の開始又は同条第 5 項に規定する法人の合併により、国際旅客運送事業を承継しようとする場合に提出するものです。

なお、この届出書を提出すれば、改めて国際旅客運送事業開始届出書を提出する必要はありません。

2 各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。

- (1) 「住所又は居所」欄には、国外事業者の住所又は居所を記載してください。
- (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、国外事業者の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。国外事業者で押印ができない場合には、署名によって押印に替えることができます。
- (3) 「納税管理人」欄には、納税管理人が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。
- (4) 「被相続人」欄の各欄には、被相続人の住所、氏名、続柄、被相続人がした国際旅客運送事業の開始年月日、相続開始年月日をそれぞれ記載してください。
- (5) 「被合併法人」欄の各欄には、被合併法人の住所、名称、被合併法人がした国際旅客運送事業の開始年月日、合併登記年月日をそれぞれ記載してください。
- (6) 相続により承継する場合で承継人が二人以上いるとき（この場合は二以上の承継人の共同事業となります。）は、「届出者」欄にはそのうちの一名を記載し、他の者の住所、氏名は「摘要」欄に記載のうえ、それぞれ押印又は署名してください。